研究会活動記録

（2019年３月～2020年２月）

2019年３月22日（金）～24日（日）春季合宿研究会（於：名古屋都市センター会議室）

（課題研究）「『学校改革パッケージ』の開発・共有をめぐる成果と課題」

・「英国：優秀校による学校改善支援（teaching school）の取り組み」
植田 みどり（国立教育政策研究所）

・「日本：学校組織マネジメント研修の展開」 加藤 崇英（茨城大学）

・「米国：認証評価（accreditation）を活用した改善ツールの開発」
照屋 翔大（茨城大学）

・「学校改革のパッケージ化をめぐる論点の整理」 水本 徳明（同志社女子大学）

（シンポジウム）「『働き方改革』・『チーム学校』論議の到達点と今後の展望」

・「中教審「働き方改革」（答申）の特徴」 奥田 修史（筑波大学大学院）

・「学校事務職員の位置づけとこれからの養成の課題」 風岡 治 氏（愛知教育大学）

・「養護教諭の今後の在り方と課題」 留目 宏美（上越教育大学）

・「学校における教職員の配置と働き方について」 榊原 禎宏（京都教育大学）

（自由研究発表）

・「1890 年代～1910 年代のアメリカにおける幼小接続と初等教育教員の専門性に関する研究」 奥田 修史（筑波大学大学院）

・「中国の公立学校集団における教員研修に関する研究」 高 心羽（筑波大学大学院）

・「中国公立学校における校内研修の改善についての考察」 毛 月（筑波大学大学院）

・「女性管理職育成のための学校組織特性に関する研究―現職管理職へのアンケートをもとに―」 石﨑 ちひろ（常磐短期大学）

・「教員の「働き方」問題の画期としての1970年代―給特法条例化闘争を中心に―」
平井 貴美代（山梨大学）

・「地方における学校と地域の関係の構築に関する研究」 木下 豪（筑波大学大学院）

・「現代養護教諭を取り巻く諸問題の基本理解―組織論の観点から―」
留目 宏美（上越教育大学）

・「東日本大震災後の浪江小学校における教育課程の編成・実施の課題」
吉田 尚史（教職員支援機構）

・「学校経営スタイルの形成過程について」 飛田 祥（京都教育大学）

2019年5月11日（土）月例研究会（於：早稲田大学早稲田キャンパス）

・「高等学校における生徒支援に係る養護教諭の役割葛藤に関する研究」
留目 宏美（上越教育大学）

・「現代アメリカの貧困地域における市民性教育改革の研究―教室・学校・地域の連関構造の重要性に注目して―」 古田 雄一（大阪国際大学短期大学部）

2019年7月27日（土）～28日（日）夏季合宿研究会（於：北海道大学）

（シンポジウム）「北海道における高校経営の多様化と地域の活性化」

・「道教委の高等学校配置政策と高等学校配置の現状」
河合 宣孝（北海道七飯高等学校長）

・「離島小規模校の挑戦―奥尻高校の実践」
俵谷 俊彦 氏（北海道鹿追高等学校長　元奥尻高等学校長）

・「高等学校長協会の取り組みと学校改善の実践―校長会会長および小規模校・中規模校・大規模校校長の経験から」
大鐘 秀峰 氏（札幌国際大学　元北海道高等学校長協会会長・札幌北高等学校長）

・指定討論：学校経営研究者の視点から 川口 有美子（公立鳥取環境大学）

（自由研究発表）

・「地域社会の変容下における地域社会の実態に即した学校参加に関する研究」
木下 豪（筑波大学大学院）

・「幼年期を対象とした初等教育教員の専門性に関する研究―1880年代から1920年代のアメリカにおける議論と養成カリキュラムに着目して―」 奥田 修史（筑波大学大学院）

・「イギリスにおける学校間連携の取り組み―教員の職能開発方策に着目して―」
高 心羽（筑波大学大学院）

・「中国における「校本教研」の歴史的展開と課題」 毛 月（筑波大学大学院）

・「初任者研修校内研修の実践について」 河合 宣孝（北海道七飯高等学校）

2019年9月7日（土）月例研究会（於：早稲田大学早稲田キャンパス）

・「韓国の校長リーダーシップに関する研究動向」 張 信愛（関東学園大学）

・「学校の安全・安心と学校空間」 堀井 啓幸（常葉大学）

2019年12月7日（土）月例研究会（於：早稲田大学早稲田キャンパス）

・「日本一の教育県へ―広島県の試み」 平川 理恵 氏（広島県教育委員会教育長）

2020年２月８日（土）月例研究会（於：早稲田大学早稲田キャンパス）

・「地方高校教育行政の今日的課題に関する一考察―地域創生と魅力化をめぐって―」

川口 有美子（公立鳥取環境大学）

・「教師の実践的知識の発達とその発達を支える教師たち―学校長の事例を中心に―」

田中 里佳（上野学園大学）

大塚学校経営研究会会則

第１条（名称）

本会は、「大塚学校経営研究会」と称する。

第２条（目的及び活動）

本会は、学校経営を中心に教育学全般に関する研究を目的とし、各種研究会の開催、紀要及び各種出版物の刊行を行い、会員相互の交流を図るものとする。

第３条（会員）

本会は、会員及び名誉会員から成る。

２．会員は、本会の目的に賛同し、活動に参加を希望する者で、会員１名の推薦をもって、入会を認められる。

３．名誉会員は、本会が推挙する。

第４条（組織）

本会に、会長、事務局長、運営委員、紀要編集委員、会計監査、幹事を置く。その任期は３年とする。

２．本会を運営するため、運営委員会及び事務局を置く。

３．総会は、原則として春季合宿において行うものとする。

第５条（研究会）

本会で行う研究会は、定期研究会と合宿研究会からなる。

第６条（会計）

本会の会計年度は、３月１日に始まり、翌年２月末に終わるものとする。また、会費は、一般会員 10,000 円、学生会員 5,000 円とする（名誉会員は除く）。ただし、学生であっても、常勤の職を持つ場合、一般会員とする。

２．３年以上会費の納入を怠ったものは、会員としての資格を失う。

第７条（紀要）

本会の紀要は、『学校経営研究』と称し、年１回毎年４月に刊行する。その編集規程は、別に定めるものとする。

第８条（雑則）

本会の事務局は、筑波大学に置く。

第９条（附則）

本会則は、昭和 51 年３月１日より施行する。

２．本会則は、昭和 54 年４月１日より施行する。

３．本会則は、昭和 56 年４月１日より施行する。

４．本会則は、1991 年４月１日より施行する。

５．本会則は、2003 年４月１日より施行する。

６．本会則は、2008 年４月１日より施行する。

７．本会則は、2019 年４月１日より施行する。

『学校経営研究』編集規程

1．本紀要は、大塚学校経営研究会の機関誌として年１回発行する。
2．本紀要は、本会会員の研究論文を掲載し、併せて、文献・資料の紹介、その他研究活動に関連する記事を登載する。
3．本紀要に論文を掲載しようとする会員は所定の論文投稿要領に従い、紀要編集委員会事務局宛に送付するものとする。
4．論文（特集論文、特別論文、および自由投稿による論文）の掲載は、紀要編集委員会の査読を経て、合議によって決定する。
5．掲載の場合は、若干の修正を加えることがある。ただし、内容について重要な変更を加える場合は、執筆者と協議する。
6．掲載原稿の著作権は、研究会に帰属するものとする。
7．著作者自身による学術目的での利用（著作者自身による編集著作物への転載、掲載、WWW による公衆送信、複写して配布等を含む。）を、研究会は許諾する。著作者は、研究会に許諾申請をする必要がない。ただし、刊行後１年間は、WWW による公衆送信については、原則として許諾しない。
8．著作者が所属する機関リポジトリでの公開については、刊行１年後に無条件で許諾する。著作者自身および著作者が所属する機関による許諾申請をする必要がない。ただし、出典を記載するものとする。刊行後１年以内の場合には許諾しない。
9．本紀要の編集事務についての通信は、下記宛とする。

〒305－8572
茨城県つくば市天王台１－１－１
筑波大学人間系教育学域　学校経営学研究室内
『学校経営研究』編集委員会事務局

『学校経営研究』編集基準

1．編集は、次の区分にしたがって行う。

（括弧内は、400 字詰原稿用紙の枚数）

(1) 特集論文

(2) 特別論文－学校経営学に関する本格的な研究論文（80 枚程度）。

(3) 自由研究－学校経営学ひいては教育学の発展に寄与する研究論文（50 枚程度）。

(4) 研究ノート－研究論文と並立するもので、とくに研究動向や史・資料の紹介に重点をおきつつ提言や考察を加えたもの。または、その他の萌芽的な研究（50 枚以内）。

(5) 学校現場の問題－学校経営や教育実践に関する諸問題の分析、事例報告など（50 枚程度）。

(6) 書評・資料紹介－学校経営学に関する重要文献の書評、重要資料の解説。

(7) 研究会彙報

(8) その他、必要に応じて編集委員会が設けるもの。

2．上記(3)(4)(5)については、研究会会員の自由投稿を募る。

その他については、編集委員会が編集にあたる。その際、会員からの要望・意見を積極的に聴取し、検討すること。

3．本基準は、第 38 巻より適用する。

『学校経営研究』論文投稿要領

1．論文原稿は、未発表のものに限る（ただし、口頭発表、プリントの場合は、この限りではない)。

2．編集委員会において枚数を指定するもの以外の論文原稿は、400字詰原稿用紙A４判50枚以内とする。ワープロ使用の場合、文字数、行数および枚数については、別に定めた執筆要領による。

3．原稿に図表のある場合は、本文に換算する。図表は、論文原稿末尾に添付し、本文中には挿入すべき箇所を指定する。

4．引用文献は、論文末にまとめて提示することとし、その方法は、次の例に従うこと。

(1) 吉本二郎『学校経営学』国土社、1965年、123頁。

(2) 永岡順「現代学校経営計画論」『学校経営研究』第１巻、1976年、15頁。

(3) Griffith, D. E., *Administrative Theory*, Appleton-Century-Corfts Inc., 1959, p.21.

(4) Weick, K.E., “Educational Organization as Loosely Coupled System”, *Administrative Science Quarterly*, Vol.21, 1976, pp.75－76.

5．論文原稿には、必ず論文題目の欧文を付すこと。

6．論文原稿は、原則としてメール添付で送付すること。郵送の場合は、３部（コピー可）送付すること。原稿は原則として返却しない。

7．論文投稿の申し込み期限は毎年８月末日とし、原稿提出期限は毎年10月末日とする。

大塚学校経営研究会研究奨励賞授与規程

第１条（趣旨及び名称）

大塚学校経営研究会（以下、本会）会員の優れた研究を奨励し、本会機関誌『学校経営研究』の水準向上を図るため、「大塚学校経営研究会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第２条（対象論文）

選考対象は、本会の若手会員が『学校経営研究』に発表した「自由研究」（但し、個人研究論文）とする。若手会員とは、当該論文を投稿した年の 10 月末日現在で、原則として学生会員または 35 歳未満の一般会員であった者をいう。

第３条（選考）

選考は、紀要編集委員会が行う。

２．選考は、１年間を単位として行う。

３．紀要編集委員会は、授与対象となる論文について、運営委員会に報告し、承認を得るものとする。

４．選考に関する内規は、別に定める。

第４条（授与点数）

点数は１年間で１点とするが、該当なしであることを妨げない。

２．賞の授与は、会員一人につき、１回限りとする。

第５条（表彰）

賞は、賞状及び副賞（研究奨励費）とする。

２．賞の授与は、夏季合宿研究会において行う。

第６条（紀要編集委員会への委任）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は紀要編集委員会が決定する。

第７条（規程の改正）

本規程の改正については、運営委員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記

本規程は平成 22 年４月１日から施行する。

２．研究奨励費は一論文につき、金５万円とし、特別会計（「特別事業費『研究奨励費』」）より支出する。

編集後記

『学校経営研究』第45巻をお届けします。

今回の特集は、「『学校改革パッケージ』の開発・共有をめぐる成果と課題」としました。今回の特集は、2019年春合宿との連動企画ということもあり、そこでの発表者でもあった編集委員会のメンバーがアメリカ、イギリス、日本の各事例を検討し、総括的な内容を水本会員にお願いするかたちとなりました。

「テーマ設定の趣旨」にあるように「学校改革パッケージ」は、「学校改革を促す有効なモデル、プログラムやツール等」のひとつの「まとまり」であり、「学校教育全体の質的向上を実現する可能性」の一方で「平準化や規格化」、さらには「パターン化あるいは硬直化」の「危険性」も懸念されます。これらを「パッケージ」として捉えることは比較的新しい視点といえますが、ここにはこれまで学校経営研究が取り組んできた学校経営の自主性・自律性の在り方にも強く関わる側面も指摘できます。私自身も執筆者の一人であったわけですが、このパッケージ化の問題は、政策、法制度、運用や運営、慣習的なルールに至るまで様々なレベルにおいて認識と行為に何らかの影響を与えていくものと思われます。今後の学校マネジメントの自主的・自律的な在り方とこれに関わる研修の在り方を研究するうえで一助になるものと思われます。

投稿論文については、自由研究１本、研究ノート１本、それぞれエントリーがあり、合計２本の投稿がありました。厳正な審査を経て、それぞれ自由研究１本、研究ノート１本として掲載することができました。それぞれ質の高い研究成果が示されていると思います。

さて、メール開催となりました総会等でもお伝えいたしましたように、委員長を始め、各編集委員の所属組織における新型コロナウイルス関係の対応業務によって、編集業務が大幅に遅延いたしました。また2020年３月の春合宿研究会の中止など、編集委員会議開催も思うようにいかずにおりました。このわずかな間にかなりポピュラー化してきたオンライン会議等の活用もすぐに取りかかることができませんでした。もとより、2019年の年末までの編集進行そのものが遅れ気味にありました。こういった一連の遅延状況は、その後の新型コロナウイルスの影響はあったにせよ、計画的な編集業務のための体制について、見直しを迫るものであると深く反省いたしますとともに、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

2020年７月１日

紀要編集委員長　加 藤　崇 英